

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 経営局 農地政策課）

項目名	農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う税制上の所要の措置		
税目	複数税目		
要望の内容	<p>農業経営基盤強化促進法の一部改正により農業経営発展計画制度を創設し、当該制度を活用する農地所有適格法人の議決権要件を緩和する特例措置を設けることに伴い、税制上の所要の措置（本特例措置を活用する農地所有適格法人についても、引き続き、これまで農地所有適格法人に適用されていた税制上の措置の対象とすること）を講ずる。</p>		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

農地を適正かつ効率的に利用する者による農地の利用の促進

(2) 施策の必要性

近年、我が国の食料及び農業をめぐる国際情勢の変化等により世界の食料需給が変動する中で、国内の農地面積の減少並びに農業従事者の減少及び高齢化が進行していることなどから、将来にわたる国民への食料の安定供給の確保のための対策を講ずることが急務となっている。

このため、国内の農業生産の基盤である農地を確保し、その有効な利用を図る観点から、農地関連制度において、確保すべき農用地の面積目標の達成に向けた措置の強化、農地の不適切な転用の防止と適正かつ効率的な利用の確保、地域において人と農地の受け皿となる法人経営の経営基盤の強化による農地の有効利用の促進等の措置を講ずることとし、本年6月に「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したところ。

農地を所有できる農地所有適格法人については、人と農地の受け皿として重要であるが、借入金比率が高いなどその経営基盤は弱く、自己資本の充実を図るため増資を行おうとすると、農業者の出資割合が過半を占める必要があるため、農業者の負担が大きいことが課題となっている。

このため、本法案のうち、農業経営基盤強化促進法の一部改正においては、農地所有適格法人による経営発展に関する計画（農業経営発展計画）を大臣が認定する仕組みを設けた上で、その経営基盤の強化を図るため、農業関係者以外の者の議決権割合を1/2未満から2/3未満まで緩和する特例措置を講ずることとしたところ。

農地所有適格法人が本特例措置を適用するためには、

- ・ 認定農業者として5年以上農業経営を行っていたこと
- ・ 地域計画に農業を担う者として位置付けられていること
- ・ 農地の権利移転・転用、取締役の選解任を特別決議の対象とすることで、農業の根幹となる農地の処分、業務を執行する取締役の体制変更について農業関係者の同意を必要とすること

等の要件を満たす必要があること、また、農業経営発展計画の認定を受けた後もその実施状況や農地の権利移転・転用を国が監督することにより、農業関係者の決定権や農地の農業上の利用の確保を図るものとしていることから、本特例措置を適用しても農地所有適格法人の性質が変わるものではない。

このことから、今後、本特例措置を適用する農地所有適格法人についても、引き続き、これまで農地所有適格法人に適用されていた税制上の措置の対象とする必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	